

株式会社外食文化研究所に対する措置命令及び  
グルーポン・ジャパン株式会社に対する要請について

平成23年2月22日  
消費者庁

消費者庁は、株式会社外食文化研究所（以下「外食文化研究所」という。）が、グルーポン・ジャパン株式会社（以下「グルーポン・ジャパン」という。）が運営する「グルーポン」と称するクーポン共同購入ウェブサイト（以下「グルーポンサイト」という。）を通じて供給していた加工食品の取引について、景品表示法第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号（優良誤認）及び同項第2号（有利誤認）の規定に該当する表示を行っていた事実が認められたため、本日、同法第6条の規定に基づき、同社に対し、措置命令（別添1参照）を行った。

また、グルーポン・ジャパンに対し、グルーポンサイトにおける価格表示について、景品表示法違反を惹起することのないよう、留意してウェブサイト運営をするよう求めた（別添2参照）ので公表する。

## 1 2社の概要

### (1) 外食文化研究所

所在地 横浜市西区岡野一丁目12番15号  
代表者 代表取締役 水口 弘  
設立年月日 平成11年3月30日  
資本金 4200万円（平成23年2月現在）

### (2) グルーポン・ジャパン

所在地 東京都渋谷区東一丁目2番20号  
代表者 代表取締役 瀬戸 恵介  
設立年月日 平成22年6月4日  
資本金 5億7300万円（平成23年2月現在）

## 2 外食文化研究所に対する措置命令の概要

### (1) 違反事実の概要

#### ア 対象商品

「バードカフェ謹製おせち」と称する加工食品（以下「本件商品」という。）

#### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：佐藤、木内、會田  
電話 03-3507-9233  
ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

イ 対象となる表示（別紙２）

平成２２年１１月２５日及び同月２６日にグルーポンサイトに掲載される本件商品に係るウェブページにおいて、「５０％OFF【１０，５００円】２０１１年迎春＜横浜の人気レストラン厳選食材を使ったお節３３品・３段・７寸（４人分）配送料込＞１２月３１日着」と題し、以下のとおり記載。

(ア) 「メニュー内容」と記載の上、３３品のメニューを表示。

(イ) 「１０，５００円 通常価格（税込） ２１，０００円 割引率 ５０％OFF 割引額 １０，５００円」と表示。

○ ３３品のメニュー表示

===メニュー内容===

(FISH)

ノルウェースモークサーモン／才巻き海老の白ワイン蒸し／キャビア／  
鰯の棒寿司／鮑の冷製作／海老のテリーヌ／田舎作り／フカヒレのにこごり

帆立の瞬間スモーク／牡蠣のエスカベッシュ／いくら醤油煮／  
鰯の昆布巻き／焼き蛤

(VEGETABLE)

海老芋と京人参、小堂院大根の炊き合わせ／紅白なます／  
くわいのバルサミコ風味／数の子の冷製／筍のグリエ／栗金団／  
蓮根の甘酢漬け／彩野菜のピクルス 黒酢風味／  
紅白嘉蒲鉾／伊達巻／丹波の黒豆

(MEAT)

手羽中の醤油煮／フランス産シャラン鴨のロースト／国産和牛ロースト／  
名古屋コーチンもも肉の燻製／砂肝のコンフィー マスタードソース／  
鹿児島産黒豚の京味噌漬け／蟹爪のフリット／生ハムとカマンベールチーズ／  
肉巻きのロースト

○ 「通常価格」と称する比較対照価格の表示

通常価格(税込)	21,000円
割引率	50%OFF
割引額	10,500円

ウ 調査結果

(ア) 前記イ(ア)の表示に接した者は、本件商品には、「メニュー内容」として記載された３３品のメニューが入っているものと認識するところ、実際には、そのうち８品について、別表「実際」欄記載のとおり、７品は「記載されたメニュー内容」欄記載の食材とは異なる食材が用いられていたもの又は「記載されたメニュー内容」欄記載のメニューとは異なるものが入れられていたものであり、また、１品は入れられていないものであった。

(イ) 前記イ(イ)の表示に接した者は、通常21,000円で販売されている本件商品が、10,500円で販売されていると認識するところ、実際には、21,000円という価格は架空のものであった。

## (2) 命令の概要

ア 前記(1)イ(ア)の表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、また、同(イ)の表示は、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるものである旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

## 3 グルーポン・ジャパンに対する要請の概要

おせち料理のような「季節もの」など、極めて短期間に販売される商品については、「通常価格」というものは存在しない。また、グルーポンサイト以外において販売されていない商品についても、販売開始の時点では、「通常価格」というものは存在しない状況にある。

それにもかかわらず、グルーポン・ジャパンにおいて販売価格が「通常価格」と称する価格から50パーセント以上割り引かれたものであることなどを掲載の条件とする限り、存在しない「通常価格」と称する価格を比較対照価格に用いた二重価格表示が行われることとなり、消費者に販売価格が安くなっているという誤認を与える景品表示法違反を惹起することとなる。

したがって、グルーポンサイトへ商品又は役務を掲載する際には、当該商品又は役務のグルーポンサイト以外における販売の有無を確認し、販売されていない場合には、上記のような二重価格表示で景品表示法違反とならないよう必要な措置を講じることを求めた。

## 別 表

記載されたメニュー内容	実際
才巻き海老の白ワイン蒸し	才巻き海老ではなく、バナメイ海老が用いられていた。
キャビア	キャビアではなく、ランプフィッシュの卵であった。
鯨の昆布巻き	鯨ではなく、わかさが用いられていた。
くわいのバルサミコ風味	「たたき牛蒡」に変更されていた。
フランス産シャラン鴨のロースト	本件商品50個分について、岩手県産の鴨肉が用いられていた。
鹿児島産黒豚の京味噌漬	鹿児島県産の黒豚ではなく、アメリカ合衆国産の黒豚が用いられていた。
生ハムとカマンベールチーズ	カマンベールチーズではなく、クリームチーズが用いられていた。
焼き蛤	入れられていなかった。

50%OFF【10,500円】2011年迎春<横浜の人気レストラン厳選食材を使ったお節33品・3段・7寸(4人分)配送料込>12月31日着

海・大地・自然の恵みの、選りすぐりの食材を使った品々。新年のお祝いにぜひいかがですか。

10,500円

販売終了

クーポン追加情報等を受け取りたい場合は  
@GP\_tokyoを  
ツイッターでフォローか  
無料会員登録をしてお待ちください

通常価格(税込)	21,000円
割引率	50%OFF
割引額	10,500円



===メニュー内容===

(FISH)

ノルウェースモークサーモン/才巻き海老の白ワイン蒸し/キャビア/  
×鯖の棒寿司/鮑の冷製作/海老のテリーヌ/田舎作り/フカヒレのにこごり

帆立の瞬間スモーク/牡蠣のエスカベッシュ/いくら醤油煮/  
鰯の昆布巻き/焼き蛤

(VEGETABLE)

海老芋と京人参、小堂院大根の炊き合わせ/紅白なます/  
くわいのバルサミコ風味/数の子の冷製/筍のグリエ/栗金団/  
蓮根の甘酢漬/彩野菜のピクルス 黒酢風味/  
紅白嘉蒲鉾/伊達巻/丹波の黒豆

(MEAT)

手羽中の醤油煮/フランス産シャラン鴨のロースト/国産和牛ロースト/  
名古屋コーチンもも肉の燻製/砂肝のコンフィー マスタードソース/  
鹿児島産黒豚の京味噌漬/蟹爪のフリット/生ハムとカマンベールチーズ/  
肉巻きのロースト

## 50%OFF【10,500円】2011年迎春<<横浜の人気レストラン厳選食材を使ったお節33品・3段・7寸(4人分)配送料込>>12月31日着

海・大地・自然の恵みの、選りすぐりの食材を使った品々。新年のお祝いにぜひいかがですか。

# 10,500円

販売終了

クーポン追加情報等を  
受け取りたい場合は  
@GP\_tokyoを  
ツイッターでフォローか  
無料会員登録をしてお待ちください

通常価格(税込)	21,000円
割引率	50%OFF
割引額	10,500円

500人が購入しています



### クーポン詳細

ご好評により販売延長いたしました！

2010年もあと約1ヶ月。  
みなさんにとってどんな1年でしたか？

「あっという間に過ぎてしまったなあ…」という方も、  
「うれしいことがいっぱいあったよ！」という方も、  
それぞれ大切な一年になっているはず。

もうすぐ新しい年がやってきます！

2011年がみなさんにとって素敵な1年となりますようお願いを込めて、  
今回はこちらのグループンをお届けします!!

＼横浜の人気店・バードカフェ／

12月31日着<<ワイン・シャンパンに合うお節33品【配送費込】>>  
定価21,000円のところ【10,500円】でご堪能いただけます！

海の恵み・自然の恵み・大地の恵み選りすぐりの食材を使った33品。  
おせちの伝統を重んじながら、  
新しいスタイルに挑戦する料理長の厳選した食材を、  
三段のお重に贅沢に余すところなく盛り込んだ究極のおせち。  
美しさ、彩りが一品一品輝く味を醸し出します。

- サイズ: 7寸(21cm×21cm)・三段 2～4人向け
- お届け日: 2010年12月31日
- 配送可能エリア: 東京・千葉・埼玉・神奈川・山梨・茨城・栃木・群馬・宮城・山形・福島・新潟・長野・静岡・愛知・三重・岐阜・富山・石川・福井

※離島は除く

※ご指定された配送先住所が、配達不可能なエリアの場合は、キャンセルとさせていただきます。

※2011年1月1日までにお願いします。

※ご購入はお一人様10個まで。

※複数の違う住所への配送をご希望の場合は、複数回に分けて購入頂き、その都度、配送先を入力してください。

#### 【お届けまでの流れ】

- 1)ご購入時に、お届け先等の入力をしていただきます。  
※入力されたお客様情報は、配送手配を行うために「バードカフェ」へお渡し致しますので、予めご了承ください。  
また、お預かりした住所は配送手配以外の2次利用などはございませんので、併せてご確認ください。
- 2)ご購入後、5営業日以内に「バードカフェ」よりお電話にて配送先の住所、配達時間等を確認させていただきます。
- 3)12月31日にご希望の配送先までお届けします。



====メニュー内容====

(FISH)

ノルウェースモークサーモン/才巻き海老の白ワイン蒸し/キャビア/  
鰯の棒寿司/鮑の冷製作/海老のテリーヌ/田舎作り/フカヒレのにこごり

帆立の瞬間スモーク/牡蠣のエスカベッシュ/いくら醤油煮/  
鰯の昆布巻き/焼き蛤

(VEGETABLE)

海老芋と京人参、小堂院大根の炊き合わせ/紅白なます/  
くわいのパルサミコ風味/数の子の冷製/筍のグリエ/栗金団/  
蓮根の甘酢漬/彩野菜のピクルス 黒酢風味/  
紅白嘉蒲鉾/伊達巻/丹波の黒豆

(MEAT)

手羽中の醤油煮/フランス産シャラン鴨のロースト/国産和牛ロースト/  
名古屋コーチンもも肉の燻製/砂肝のコンフィー マスタードソース/  
鹿児島産黒豚の京味噌漬/蟹爪のフリット/生ハムとカマンベールチーズ/  
肉巻きのロースト

## ご利用規約

当店のみ

要予約

■利用開始日:2010年11月25日

■お届け日:2010年12月31日限定

■配送可能エリア:

東京・千葉・埼玉・神奈川・山梨・茨城・栃木・  
群馬・宮城・山形・福島・新潟・長野・静岡・愛知・  
三重・岐阜・富山・石川・福井

※離島は除く

※ご指定された配送先住所が、配達不可能なエリアの場合は、  
キャンセルとさせていただきます。

■利用可能枚数:購入枚数分

■購入上限:10枚まで購入可能

■利用可能店舗:『バードカフェ』

■事前予約:必要

※「バードカフェ」より5営業日以内に購入予約の確認が入ります。

※おせちは2~4人向けです。

■利用注意事項:

※個人情報の取り扱いがございます。予めご了承ください。

※2011年1月1日までにお召し上がりください。

※ご購入後のキャンセルはできません。予めご了承ください。

※本商品に関するお問合せのみ、こちらの専用電話番号(バードカフェ)をご利用ください。

お問い合わせ専用番号:045-548-5605

■その他:他券併用不可

## ショップINFO

◆◆◆ バードカフェ ◆◆◆

横浜の新しい人気スポット!

ウッディでオシャレな店内は、ゆったりした雰囲気。

ソファ席の他、オープンキッチンのバーカウンターもお勧め!

店内は分煙なので、吸わない人にも嬉しい空間になっていますよ。

料理やドリンクにもこだわりがあります。

ジューシーなグリルチキンの味は、

ハーブ、レッドスパイス、黒胡麻香味の3タイプ。

全ての味を試したくなる美味しさです!

ウェディング2次会も承ります!

着席で48名様・立食で60名様までのパーティに対応。

新郎新婦様の控え室やクロークも完備し、快適にお過ごしいただけます。

プランは、フィンガーフード中心のお料理に、ワイン・シャンパン・カクテルが

飲み放題付きでお一人様3,500円とリーズナブル!

プランのアレンジもお気軽にスタッフまでご相談ください。

## Ruby Says...

クリスマスもまだなのに、  
今年が終わるとか言わないでよ！  
あせっちゃうじゃない……。  
年々月日が流れるのが早く感じるわ……。

今年一番の出来事は、そうね。  
みんなに会えたことよ！  
恥ずかしいから1回しか言わないから！



読み込み中...

## DATA

■クーポン提供:

バードカフェ

■郵便番号:

2200073


■住所:

神奈川県横浜市西区岡野1-12-15 富士ビル1F

■電話番号:

045-548-5605

■HP:

 [店舗ホームページ](#)

■最寄駅:

JR横浜駅 徒歩6分

■営業時間:

11:30~23:30(LO.23:00)

■定休日:

2010/12/31~2010/01/02

大きな地図で見る



## 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

### （報告の徴収及び立入検査等）

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所そ

の他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

（権限の委任）

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 （省略）

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法  
第4条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○優良誤認表示（4条1項1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

②商品・サービスの内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

不実証広告規制（4条2項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する表示についての優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる

⇒事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（4条1項2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（4条1項3号）

- ①無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ②商品の原産国に関する不当な表示
- ③消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤おとり広告に関する表示
- ⑥有料老人ホームに関する不当な表示

消 表 対 第 1 2 5 号  
平 成 2 3 年 2 月 2 2 日

株式会社外食文化研究所  
代表取締役 水口 弘 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦

(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「バードカフェ謹製おせち」と称する加工食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号及び第2号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が、平成22年11月25日及び同月26日、グルーポン・ジャパン株式会社（以下「グルーポン・ジャパン」という。）が運営する「グルーポン」と称するクーポン共同購入ウェブサイト（以下「グルーポンサイト」という。）において供給していた本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、グルーポンサイトにおいて、「50%OFF【10,500円】2011年迎春《横浜の人気レストラン厳選食材を使ったお節33品・3段・7寸（4人分）配送料込》12月31日着」と題し

(ア) 「メニュー内容」と記載の上、33品のメニュー名

(イ) 「10,500円 通常価格（税込） 21,000円 割引率 50%OFF 割引額 10,500円」と、販売価格に併せて「通常価格」と称する比較対照価格

を記載していたこと。

イ(ア) 前記ア(ア)について、実際には、33品のメニューのうち、7品は記載された食材とは異なる食材を用いていたもの又は記載されたメニューとは異なるものを入れていたものであり、1品は入れていなかったこと。

(イ) 前記ア(イ)について、実際には、21,000円という価格は架空のものであったこと。

ウ(ア) 前記ア(ア)の表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のもの

よりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(イ) 前記ア(イ)の表示は、本件商品の販売価格について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3)ア 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

イ 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、販売価格について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った公示及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 株式会社外食文化研究所（以下「外食文化研究所」という。）は、横浜市西区岡野一丁目1番15号に本店を置き、飲食業を営む事業者である。

(2)ア 外食文化研究所は、本件商品を、専らgrouponサイトを通じて販売するものとして企画し、平成22年10月にgroupon・ジャパンに対し、本件商品のgrouponサイトへの掲載を申し入れた。

イ groupon・ジャパンは、事業者から商品又は役務のgrouponサイトへの掲載を希望する旨の申し出があった際には、「通常価格」と称する価格から50パーセント以上割引いた価格で販売することなどを掲載の条件として審査を行い、審査に合格した事業者の商品又は役務をgrouponサイトに掲載している。

ウ 外食文化研究所は、groupon・ジャパンに対し、grouponサイトにおける本件商品の価格表示について、「通常価格」と称する価格を21,000円に、販売価格を10,500円に設定する旨を申し出た。groupon・ジャパンは、本件商品について、価格設定等の掲載の条件を審査し、grouponサイトへの掲載を決定した。

エ groupon・ジャパンは、外食文化研究所から、本件商品の見本写真及びメニュー内容に係る資料の提供を受け、grouponサイトにおける本件商品に係るウェブページの内容の案を別添写しのとおり作成し、当該ウェブページの内容の案をgrouponサイトに掲載する前に外食文化研究所に確認を求め、外食文化研究所の了承を得て、別添写しのとおり決定した。

(3) 前記(2)の経緯で平成22年11月25日及び同月26日にクーポンサイトに掲載された本件商品に係るウェブページにおいては、「50%OFF【10,500円】2011年迎春《横浜の人気レストラン厳選食材を使ったお節33品・3段・7寸(4人分)配送料込》12月31日着」と題し

ア 「メニュー内容」と記載の上、本件商品に入れられた33品のメニューのうち、8品について、別表「記載されたメニュー内容」欄記載のとおり

イ 「10,500円 通常価格(税込) 21,000円 割引率 50%OFF 割引額 10,500円」と

記載されていた。

(4)ア 前記(3)アの表示に接した者は、本件商品には、別表「記載されたメニュー内容」欄記載のとおりメニューが入っていると認識するところ、実際には、別表「実際」欄記載のとおり、7品は「記載されたメニュー内容」欄記載の食材とは異なる食材が用いられていたもの又は「記載されたメニュー内容」欄記載のメニューとは異なるものが入られていたものであり、また、1品は入れられていないものであった。

イ 前記(3)イの表示に接した者は、通常21,000円で販売されている本件商品が10,500円で販売されていると認識するところ、実際には、21,000円という価格は架空のものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、外食文化研究所は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反し、また、本件商品の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、同項第2号の規定に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務



大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## 別表

記載されたメニュー内容	実際
才巻き海老の白ワイン蒸し	才巻き海老ではなく、バナメイ海老が用いられていた。
キャビア	キャビアではなく、ランプフィッシュの卵であった。
鰯の昆布巻き	鰯ではなく、わかさが用いられていた。
くわいのバルサミコ風味	「たたき牛蒡」に変更されていた。
フランス産シャラン鴨のロースト	本件商品50個分について、岩手県産の鴨肉が用いられていた。
鹿児島産黒豚の京味噌漬	鹿児島県産の黒豚ではなく、アメリカ合衆国産の黒豚が用いられていた。
生ハムとカマンベールチーズ	カマンベールチーズではなく、クリームチーズが用いられていた。
焼き蛤	入れられていなかった。

別添写し

## 50%OFF【10,500円】2011年迎春<<横浜の人気レストラン厳選食材を使ったお節33品・3段・7寸(4人分)配送料込>>12月31日着

海・大地・自然の恵みの、選りすぐりの食材を使った品々。新年のお祝いにぜひいかがですか。

# 10,500円

販売終了

クーポン追加情報等を  
受け取りたい場合は  
@GP\_tokyoを  
ツイッターでフォローか  
無料会員登録をしてお待ちください

通常価格(税込)	21,000円
割引率	50%OFF
割引額	10,500円

500人が購入しています



### クーポン詳細

ご好評により販売延長いたしました！

2010年もあと約1ヶ月。  
みなさんにとってどんな1年でしたか？

「あっという間に過ぎてしまったなあ…」という方も、  
「うれしいことがいっぱいあったよ！」という方も、  
それぞれ大切な一年になっているはず。

もうすぐ新しい年がやってきます！

2011年がみなさんにとって素敵な1年となりますようお願いを込めて、  
今回はこちらのグループンをお届けします!!

＼横浜の人気店・バードカフェ／

12月31日着<<ワイン・シャンパンに合うお節33品【配送料込】>>  
定価21,000円のところ【10,500円】でご堪能いただけます！

海の恵み・自然の恵み・大地の恵み選りすぐりの食材を使った33品。  
おせちの伝統を重んじながら、  
新しいスタイルに挑戦する料理長の厳選した食材を、  
三段のお重に贅沢に余すところなく盛り込んだ究極のおせち。  
美しさ、彩りが一品一品輝く味を醸し出します。

- サイズ: 7寸(21cm×21cm)・三段 2～4人向け
- お届け日: 2010年12月31日
- 配送可能エリア: 東京・千葉・埼玉・神奈川・山梨・茨城・栃木・群馬・宮城・山形・福島・新潟・長野・静岡・愛知・三重・岐阜・富山・石川・福井

※離島は除く

※ご指定された配送先住所が、配達不可能なエリアの場合は、キャンセルとさせていただきます。

※2011年1月1日までにお願いします。

※ご購入は一人様10個まで。

※複数の違う住所への配送をご希望の場合は、複数回に分けて購入頂き、その都度、配送先を入力してください。

#### 【お届けまでの流れ】

- 1)ご購入時に、お届け先等の入力をしていただきます。  
※入力されたお客様情報は、配送手配を行うために「バードカフェ」へお渡し致しますので、予めご了承ください。  
また、お預かりした住所は配送手配以外の2次利用などはございませんので、併せてご確認ください。
- 2)ご購入後、5営業日以内に「バードカフェ」よりお電話にて配送先の住所、配達時間等を確認させていただきます。
- 3)12月31日にご希望の配送先までお届けします。

====メニュー内容====

(FISH)

ノルウェースモークサーモン/才巻き海老の白ワイン蒸し/キャビア/  
鰯の棒寿司/鮑の冷製作/海老のテリーヌ/田舎作り/フカヒレのにこごり

帆立の瞬間スモーク/牡蠣のエスカベッシュ/いらの醤油煮/  
鰯の昆布巻き/焼き蛤

(VEGETABLE)

海老芋と京人参、小堂院大根の炊き合わせ/紅白なます/  
くわいのパルサミコ風味/数の子の冷製/筍のグリエ/栗金団/  
蓮根の甘酢漬/彩野菜のピクルス 黒酢風味/  
紅白嘉蒲鉾/伊達巻/丹波の黒豆

(MEAT)

手羽中の醤油煮/フランス産シャラン鴨のロースト/国産和牛ロースト/  
名古屋コーチンもも肉の燻製/砂肝のコンフィー マスタードソース/  
鹿児島産黒豚の京味噌漬/蟹爪のフリット/生ハムとカマンベールチーズ/  
肉巻きのロースト

## ご利用規約

当店のみ

要予約

■利用開始日:2010年11月25日

■お届け日:2010年12月31日限定

■配送可能エリア:

東京・千葉・埼玉・神奈川・山梨・茨城・栃木・  
群馬・宮城・山形・福島・新潟・長野・静岡・愛知・  
三重・岐阜・富山・石川・福井

※離島は除く

※ご指定された配送先住所が、配達不可能なエリアの場合は、  
キャンセルとさせていただきます。

■利用可能枚数:購入枚数分

■購入上限:10枚まで購入可能

■利用可能店舗:『バードカフェ』

■事前予約:必要

※「バードカフェ」より5営業日以内に購入予約の確認が入ります。

※おせちは2~4人向けです。

■利用注意事項:

※個人情報の取り扱いがございます。予めご了承ください。

※2011年1月1日までにお召し上がりください。

※ご購入後のキャンセルはできません。予めご了承ください。

※本商品に関するお問合せのみ、こちらの専用電話番号(バードカフェ)をご利用ください。

お問い合わせ専用番号:045-548-5605

■その他:他券併用不可

## ショップINFO

◆◆◆ バードカフェ ◆◆◆

横浜の新しい人気スポット!

ウッディでオシャレな店内は、ゆったりした雰囲気。

ソファ席の他、オープンキッチンのバーカウンターもお勧め!

店内は分煙なので、吸わない人にも嬉しい空間になっていますよ。

料理やドリンクにもこだわりがあります。

ジューシーなグリルチキンの味は、

ハーブ、レッドスパイス、黒胡麻香味の3タイプ。

全ての味を試したくなる美味しさです!

ウェディング2次会も承ります!

着席で48名様・立食で60名様までのパーティに対応。

新郎新婦様の控え室やクロークも完備し、快適にお過ごしいただけます。

プランは、フィンガーフード中心のお料理に、ワイン・シャンパン・カクテルが

飲み放題付きでお一人様3,500円とリーズナブル!

プランのアレンジもお気軽にスタッフまでご相談ください。

## Ruby Says...

クリスマスもまだなのに、  
今年が終わるとか言わないでよ！  
あせっちゃうじゃない……。  
年々月日が流れるのが早く感じるわ……。

今年一番の出来事は、そうね。  
みんなに会えたことよ！  
恥ずかしいから1回しか言わないから！



読み込み中...

## DATA

■クーポン提供:

バードカフェ

■郵便番号:

2200073


■住所:

神奈川県横浜市西区岡野1-12-15 富士ビル1F

■電話番号:

045-548-5605

■HP:

 [店舗ホームページ](#)

■最寄駅:

JR横浜駅 徒歩6分

■営業時間:

11:30~23:30 (LO.23:00)

■定休日:

2010/12/31~2010/01/02

大きな地図で見る

消表対第126号  
平成23年2月22日

グルーポン・ジャパン株式会社  
代表取締役 瀬戸 恵介 殿

消費者庁表示対策課長 片桐 一幸  
(公印省略)

## クーポン共同購入ウェブサイトにおける表示の適正化について

- 1 消費者庁は、貴社が運営する「グルーポン」と称するクーポン共同購入ウェブサイト（以下「貴社ウェブサイト」という。）において商品を供給していた事業者の価格表示について調査を行ったところ、当該事業者が比較対照価格として用いていた「通常価格」と称する価格は、実際には、架空のものである事実が認められたので、景品表示法第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号の規定に該当する表示を行っていたことから、当該事業者に対し同法第6条の規定に基づく措置命令を行った。
- 2 前記1の二重価格表示において比較対照価格として用いられた「通常価格」というものは、おせち料理のような「季節もの」など、極めて短期間に販売される商品については存在しない。  
また、貴社ウェブサイト以外において販売されていない商品についても、貴社ウェブサイトでの販売開始の時点では、「通常価格」というものは存在しない。
- 3 このような状況の下、貴社が、商品又は役務を供給する事業者が、当該商品又は役務の貴社ウェブサイトへの掲載を希望する場合に、販売価格が「通常価格」と称する価格から50パーセント以上割り引かれたものであることなどを掲載の条件とする限り、「通常価格」と称する価格を比較対照価格に用いた二重価格表示が行われることとなり、消費者に販売価格が安くなっているという誤認を与え、景品表示法違反を惹起することとなる。  
したがって、このような場合には、「通常価格」と称する価格を比較対照価格に用いた二重価格表示を行うことはできないものであり、貴社ウェブサイトへ商品又は役務を掲載する際には、当該商品又は役務の貴社ウェブサイト以外における販売の有無を確認し、販売されていない場合には、このような二重価格表示が行われないようにするなど景品表示法違反とならないよう必要な措置を講じることとされたい。



4 消費者庁は、貴社ウェブサイトにおける表示の適正化のため、前記の考え方を踏まえて、貴社に対して、貴社ウェブサイトを通じて事業者が商品又は役務を供給する際の表示内容の適正な審査基準の策定、従業員に対する適正な価格表示についての周知徹底等の措置を講じることにより、景品表示法違反を惹起することのないよう要請するので、貴社におかれては留意してウェブサイトの運営をされたい。